

和泉市蜂の巣駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蜂等による被害を防止し市民生活の安全を図るため、高齢者及び障がい者のみの世帯で蜂等の営巣を駆除業者に依頼して駆除した者に対し、予算の定める範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蜂等 スズメバチ及びアシナガバチをいう。
- (2) 駆除業者 蜂等の営巣の駆除を業とするもので、和泉市入札参加有資格業者（役務登録業者（市内・準市内）大分類53建物等各種施設保守・管理、小分類10害虫等駆除）に登録のあるものをいう。
- (3) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (4) 障がい者 身体障害者手帳一級・二級（呼吸器以外の内臓障がいのみを有する場合を除く。）を所持する者、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、療育手帳Aを所持する者及び要介護認定3・4・5の認定を受けた者のうち施設入所していない者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、市税（固定資産税、軽自動車税及び市民税）の滞納がなく、自ら居住している建物のある敷地内に蜂等の営巣があり、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者のみの世帯
- (3) 障がい者及び高齢者で構成される世帯

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、前条の規定による交付対象者が駆除業者に依頼して駆除した蜂等の営巣の駆除費用（駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、蜂等の営巣の駆除費用（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の2とし、1回当たり20,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の事前申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市に電話又は窓口で事前の申込みを行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、蜂等の営巣の駆除後に、和泉市蜂の巣駆除費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市税の納税状況及び住民登録の内容確認に係る同意書(様式第2号)
- (2) 第3条の要件を満たしていることが確認できる書類の写し
- (3) 駆除費用の明細が記載された領収書の写し
- (4) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図(概略図)
- (5) 駆除前及び駆除後の写真各1枚(営巣が分かるものに限る。)

2 前項に規定する交付申請は、駆除した回数分の申請を行うことができる。ただし、同日の駆除は、1回とみなす。

(補助金の交付申請の時期)

第8条 補助金の交付申請の時期は、当該年度の4月1日から1月31日までとする。ただし、特に市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請の受付停止)

第9条 市長は、補助金の交付申請について、電話又は窓口による事前の申込みの先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、事前の申込みと申請の受付を停止することができる。

(補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、第7条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適切と認めたときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市蜂の巣駆除費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第2項の規定により補助金の決定通知を受けた者は、和泉市蜂の巣駆除費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 第14条の規定による立入検査等に応じなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市蜂の巣駆除費交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市蜂の巣駆除費補助金返還命令書(様式第7号)により、その返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助金交付申請者に対して報告を求め、補助金交付申請について必要な指示をし、又は蜂等の駆除作業現場の確認及び立入検査し、関係者に対して質問することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。